

水俣病補償問題で

県総評、訴訟を準備

県総評は、水俣病患者に対する補償問題が難航していることと、患者の中にも訴訟を望む声が高まっているとして、近く具体的な訴訟の準備にとりかかる方針である。

同総評では、昨年十月の定期大会で「訴訟を含むあらゆる患者支援を行なう」と決議したが、その後、国や県が公正な第三者機関をつくる動きもあり、患者家庭互助会の意向を尊重するとの建て前から事態を静観し、年末に越年資金を贈る程度で表立った動きは控えていた。

しかし、最近、国や県が消極的

になり、「公正な第三者機関を設けて補償基準を示させる」との園田前厚相発言が、「知事や厚生省関係者を含まない第三者による『あっせん』」に変わるなど微妙な変化を示していることを重視、また互助会内部にも訴訟を望む声が強まっていると判断している。

このため、県総評では「こうした補償問題の行き詰まりが、三月末ごろにははつきりと表面化し、互助会内部に訴訟を望む声さらには強まる」とみて、直ちに訴訟手続き、資金面での検討など準備を始めることにしたもの。

これに伴い、県総評では、この

ほど「水俣病・公害対策県民会議」の発起人として福田令寿熊本市名誉市民、森田誠一熊大教授、衛藤善人弁護士、日吉ふみ子水俣病対策市議会会長らの内諾を得たため三月中旬に県民会議を正式にスタートさせる。

また、水俣病患者に対する十分な補償を全国民に訴えた「水俣病問題百人アピール」に対する承諾の回答が県内外百十四人に達したので、近くアピールの内容とアピールに賛同した知名士の名を連ねたチラシ一千枚を県下各地に配布、県当局にも解決のための具体的な要望を申し出るという。なお

新潟の民主団体水俣病対策審議会との連絡も強化、訴訟などについて情報交換を図る。